

あきる野市保育の利用に関する規則の運用基準

あきる野市保育の利用に関する規則（平成26年あきる野市規則第22号。以下「規則」という。）第4条に規定する利用の調整、第7条に規定する利用の解除、第9条に規定する管外受託については、以下のとおり運用するものとする。

1 利用の調整（規則第4条関係）

規則別表の内容を考慮した後、なお利用の調整の必要がある場合には、次に掲げる状況により、その順番に判定する。

- (1) 市外の保育所等からの転所については、当該保育所等を引き続き利用できない場合を考慮する必要があるため、市内の保育所等からの転所よりも、市外の保育所等からの転所を優先する。
- (2) 次のアからカまでの状況を総合的に判断し、優先度の高い児童を決定する。
 - ア 就労日数及び就労時間
 - イ 通勤時間の長さ
 - ウ 育休からの職場復帰時期
 - エ 同居の家族（父母を除く。）の状況
 - オ 祖父母の状況（居住地、健康状態、就労の有無等）
 - カ その他保育の必要性に係る事項

2 利用の解除（規則第7条関係）

所長が保育所の利用を解除する必要があると認めるときは、次のとおりとする。ただし、当該利用調整の結果の公平性に影響が及ばないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 保育の利用を開始する日の保育の必要性の事由が、保育の利用の申し込みの内容と異なるとき
- (2) 保育の利用を開始する日の規則第4条第2項に定める利用調整基準及び利用の調整に関し必要な事項が、保育の利用の申し込みの内容と異なるとき
- (3) 前各号のほか、所長が保育所の利用を解除する必要があると認めるとき

3 管外受託（規則第9条関係）

- (1) 管外協議があった場合において、次に掲げるときは、管内の保育所等の利用を認めるものとする。
 - ア 保護者が、市内に在勤している、又は在学しているとき。
 - イ 保護者が、合理的な経路により、市内を經由して通勤している、又は通学しているとき。

ウ 里帰り出産のため、妊娠、出産を要件とし、市内の祖父母宅等に一時的に滞在するとき。

エ アからウまでの規定にかかわらず、児童が、4歳児クラス又は5歳児クラスであるとき。

- (2) 利用の調整に当たっては、市民が利用する保育所等を決定した後、利用定員にまだ十分な余裕があるときに管外協議による利用を決定するものとする。
- (3) 里帰り出産における滞在先の祖父母等については、規則別表に定める利用調整基準の調整点数において、同居とみなさないものとし、健康で不就労の65歳未満の同居の祖父母等がいる場合の減算はしないものとする。
- (4) 4歳児及び5歳児については、市内に在勤している、又は在学している者を優先する。
- (5) 市内の保育所等を利用している児童の保護者が、市外への転出をした後も、引き続き保育所等の利用を希望するときは、当該年度内に限り、管外協議により、(1)の要件にかかわらず、保育所等の利用を認めるものとする。